

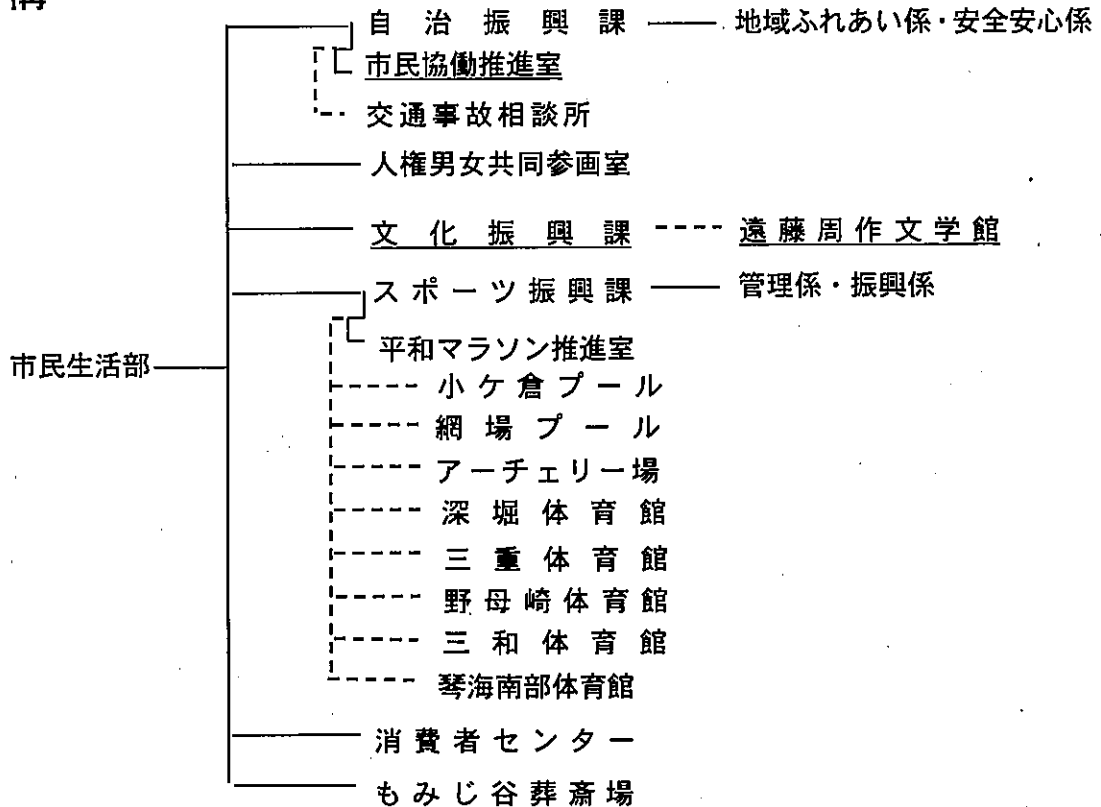
## 所管事項調査

### 目次

	頁
1 機構 . . . . .	1
2 職名及び正規職員数 . . . . .	1
3 分掌事務 . . . . .	2～4
4 所管事務の現況等	
文化振興課 . . . . .	5～7
5 新たな文化施設基本構想について . . . . .	8～10

**別冊** 新たな文化施設基本構想

# 1 機 構



# 2 職名及び正規職員数

令和元年8月1日

課名	職名	氏名	職名	氏名
自治振興課 (14人)	課長 (次長兼務) 課長補佐	古賀 陽子 中村 太	地域ふれあい係長 安全安心係長	江副 和彦 松尾 龍太
市民協働推進室 (5人)	室長	金原 久美子	係長	淵上 しほ子
人権男女共同参画室 (7人)	室長	福田 健太郎	係長 係長	若杉 ちとせ 室谷 美都
文化振興課 (11人)	課長 (次長兼務)	高木 規久子	係長 遠藤周作文学館館長	栗浦 恵美 笹野 勝敏
スポーツ振興課 (12人)	課長 (次長兼務)	谷内 正	管理係長 振興係長	久松 貴臣 竹下 祐一
平和マラソン推進室 (7人)	室長	松尾 昌彦	係長	井本 洋行
消費者センター (14人)	所長 (次長兼務)	辻田 省平	係長 係長	福田 桂子 梅原 美佳子
もみじ谷葬斎場 (9人)	場長	坂下 義則	係長	高見 進
交通事故相談所	所長	自治振興課長の兼務		
アーチェリー場	場長	スポーツ振興課長の兼務		
合計	79人			

※ 正規職員数には再任用職員は含まない。

※ 小ヶ倉プール及び網場プールの場長並びに深堀体育館、三重体育館、野母崎体育館、三和体育館及び琴海南部体育館の館長については、各地域センター長の兼務

### 3 分掌事務

令和元年8月1日

<p>自治振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の統括に関する事。</li> <li>(2) 地域自治活動の推進に関する事。</li> <li>(3) 未帰還者、引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等に係る援護に関する事。</li> <li>(4) 旧軍人及び旧軍属の恩給等に関する事。</li> <li>(5) 葬祭費の一部補助に関する事。</li> <li>(6) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。</li> <li>(7) 地縁による団体の認可等に関する事。</li> <li>(8) 保健環境自治連合会との連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 安全・安心まちづくりの推進に関する事。</li> <li>(10) 市民相談に関する事。</li> <li>(11) 庁内案内に関する事。</li> <li>(12) 暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議に関する事。</li> <li>(13) 行政対象暴力の対策に係る総合調整に関する事。</li> <li>(14) 公益通報者保護制度に関する事(人事課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(15) 違法駐車等の防止に関する事。</li> <li>(16) 交通安全思想の普及及び啓発に関する事。</li> <li>(17) 交通事故相談所との連絡調整に関する事。</li> <li>(18) 交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会に関する事。</li> <li>(19) 交通安全に係る関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li><u>(20) 市民協働推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。</u></li> <li><u>(21) 部内事務の連絡調整に関する事。</u></li> </ol>
<p>交通事故相談所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害者等に係る損害賠償問題、更生問題その他の問題についての総合的な相談指導に関する事。</li> <li>(2) 被害者等の状況に応じ、各種援護機関へのあつせんに関する事。</li> <li>(3) 被害者等の援護についての広報に関する事。</li> <li>(4) 各種援護機関その他の関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) その他被害者等の相談業務に関する事。</li> </ol>
<p>市民協働推進室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 市民との協働の推進のための施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。</u></li> <li><u>(2) NPO、ボランティア等に関する事。</u></li> <li><u>(3) 市民活動センターに関する事。</u></li> <li><u>(4) 市民力推進委員会及び提案型協働事業等選定審査会に関する事。</u></li> </ol>
<p>人権男女共同参画室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権及び男女共同参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。</li> <li>(2) 人権及び男女共同参画の意識啓発に関する事。</li> <li>(3) 人権及び男女共同参画に係る調査研究及び資料の収集に関する事。</li> <li>(4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関する事。</li> <li>(5) 同和問題の総合調整に関する事。</li> <li>(6) 婦人保護事業に関する事。</li> </ol>

人権男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 人権及び男女共同参画に係る関係団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 男女共同参画推進センターに関する事。</li> <li>(9) 男女共同参画審議会及び人権教育・啓発審議会に関する事。</li> <li>(10) 男女共同参画に関する個人の相談に関する事。</li> <li>(11) 配偶者暴力相談支援センターに関する事。</li> </ul>
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>文化活動の総合調整に関する事。</u></li> <li>(2) <u>芸術文化の普及及び振興に関する事。</u></li> <li>(3) <u>文化団体との連絡調整に関する事。</u></li> <li>(4) <u>著作権に係る指導及び助言に関する事。</u></li> <li>(5) <u>文化施設の建設及び設置に関する事。(文化財課の所管に係るものを除く。)</u></li> <li>(6) <u>公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事(スポーツ振興課の所管に係るものを除く。)</u></li> <li>(7) <u>遠藤周作文学館との連絡調整に関する事。</u></li> <li>(8) <u>チトセピアホール及びブリックホールに関する事。</u></li> <li>(9) <u>芸術文化活動助成金交付審査会及び文化振興審議会に関する事。</u></li> </ul>
遠藤周作文学館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>施設の維持管理に関する事。</u></li> <li>(2) <u>遠藤周作に関する資料の収集、保存及び展示に関する事。</u></li> </ul>
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会体育の総合調整に関する事。</li> <li>(2) 体育施設の運営指導に関する事。</li> <li>(3) 体育施設の建設計画に関する事。</li> <li>(4) 体育施設の設置に関する事。</li> <li>(5) 体育施設の使用管理に関する事。</li> <li>(6) 市民総合プール、市民神の島プール及び諏訪体育館に関する事。</li> <li>(7) 社会体育の普及及び振興に関する事。</li> <li>(8) 社会体育の指導育成に関する事。</li> <li>(9) スポーツ推進審議会に関する事。</li> <li>(10) アーチェリー場との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴収に関する事。</li> <li>(12) 公共施設案内・予約システムに登録している無料の公園施設の行為許可に関する事。</li> <li>(13) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事(文化振興課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(14) 公益財団法人長崎市スポーツ協会その他の体育団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(15) 平和マラソン推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。</li> </ul>

小ヶ倉プール 網場プール	(1) 施設の維持管理に関すること。 (2) 水泳プールの利用に関すること。
アーチェリー場	(1) 施設の維持管理及び利用許可に関すること。 (2) アーチェリー場の利用に関すること。
深堀体育館 三重体育館 野母崎体育館 三和体育館 琴海南部体育館	(1) 施設の維持管理に関すること。 (2) 体育館の利用に関すること。
平和マラソン推進室	(1) 平和マラソンの推進に関すること。
消費者センター	(1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること。 (2) 消費者啓発及び消費者教育に関すること。 (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。 (4) 金融広報生活設計の奨励に関すること。 (5) 消費者苦情処理委員会に関すること。 (6) 消費者団体その他関係団体との連絡調整に関すること。 (7) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）による消費生活用製品の販売事業者の立入検査等に関すること。 (8) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）による家庭用品の販売事業者の立入検査等に関すること。 (9) 計量に関すること。 (10) 戸籍の証明に関すること。 (11) 住民基本台帳に係る諸証明に関すること。 (12) 印鑑登録の証明に関すること。 (13) 市税に係る諸証明に関すること。 (14) 身元証明その他の諸証明に関すること。 (15) 市民サービスコーナー（消費者センター内に設置するものに限る。）との連絡調整及び維持管理に関すること。 (16) 旅券に関すること。
もみじ谷葬斎場	(1) 火葬に関すること。 (2) 死胎の埋葬及び火葬の許可に関すること。 (3) 死産届に関すること。

## 4 所管事務の現況等

### 文化振興課

#### 1 全体概要

文化振興課は、芸術文化あふれる暮らしを創出するため、市民が芸術文化に親しみ、心豊かに生活することを目指し、芸術文化に触れる機会の創出及び市民の自主的な芸術文化活動の活性化のための事業を実施している。

#### 2 自主文化事業

分野	事項名	事業名	令和元年度の実施予定	事業内容	H30年度実績
音楽	音楽の魅力発信事業	アウトリーチコンサート	時期：R元年6月～12月 会場：市内各所 回数：20回	中央及び地元で活躍する音楽家を学校やふれあいセンター等に派遣する出前コンサートを開催する。	回数：20回 参加者：1,116人
		親子向けコンサート	時期：R元年12月7日 会場：チトセピアホール 回数：1回	小さな子どもと一緒に生の演奏を聴きたい方、子どもが小さくなかなかホールへ出向くことができない方などを対象としたコンサートを開催する。	回数：1回 参加者：21人
		ミニコンサート	時期：R2年2月23日 会場：香焼公民館 回数：1回	合併地区の地域内でアウトリーチを実施（4回）し、参加した音楽家と住民が協働して作る企画型コンサートを開催する。	—
演劇・舞踊	市民参加舞台	作曲ワークショップ	時期：R元年7月～11月 会場：ブリックホール 回数：6回	ブリックホール開館20周年から始まる「市民参加舞台」の2年目。公募で集まった市民と一緒に1年目に制作された戯曲を基に音楽を制作する。	戯曲講座 回数：11回 参加者：143人
		演劇アウトリーチ	時期：R元年8月～R2年3月 会場：市内各所 回数：15回	学校などへ出向き、演劇というツールを使って、体の表現体験やゲームなどを楽しみながら最終的には簡単な演劇創作体験を実施する。	回数：15回 参加者：381人
		こども演劇体験教室	時期：R元年8月5・19・20・22～25日 会場：ブリックホール 開催：7日間	子ども達が、演技だけでなく、衣裳や小道具作りから稽古までを行い、最後には保護者などを招いた発表会を行う演劇体験教室を開催する。	開催：8日間 参加者：21人
		ダンスワークショップ	時期：R元年7月30日（2回）・11月16日・R2年3月8日 会場：ブリックホール 回数：4回	ヒップホップや親子ダンスなど様々なジャンルのダンスが体験できるワークショップを開催する。	回数：4回 参加者：101人
美術	長崎アートプロジェクト	時期：R元年7月～R2年3月 ※事業期間2年間 R元年度：計画・準備 R2年度：制作・展示	プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び展覧会等を開催する。	—	
伝統文化	芸術文化体験教室	ジュニア箏体験教室	時期：R元年9月～10月 会場：ブリックホール 回数：6回	子ども達に日本の伝統文化に興味を持ってもらうきっかけを作るため、箏の体験教室を開催する。最後には市民三曲演奏会で発表する。	箏 回数：5回 参加者：11人
		ジュニアいけばな体験教室	時期：R元年8月26日 会場：ブリックホール 回数：1回	子ども達に日本の伝統文化に興味を持ってもらうきっかけを作るため、いけばなの体験教室を開催する。	水墨画 回数：2回 参加者：36人
		ジュニア茶道体験教室	時期：R元年7月29日 会場：ブリックホール 回数：2回	子ども達に日本の伝統文化に興味を持ってもらうきっかけを作るため、茶道の体験教室を開催する。	浴衣着付・作法 回数：2回 参加者：28人
総合	Nagasaki まちなか文化祭	時期：R元年10月26・27日 会場：ベルナード観光通ほか 開催：2日間	まちなかを舞台に、音楽・舞踊・演劇のステージをそれぞれ開催し、市民が芸術文化の発表をする機会及び鑑賞する機会を提供するとともに、まちなかの賑わいの創出を図る。	開催：5日間 参加・入場者：1,249人	

### 3 市民の文化活動の推進

#### (1) ブリックホールサポーター

市主催の文化事業のスタッフやラウンジコンサートの運営サポート、ブリックホール探検隊の企画・運営などを行うボランティア制度

登録数：64人（令和元年8月現在）

活動実績：平成30年度 延べ261人

#### (2) 芸術文化活動助成事業

自主的な芸術文化活動を支援し、芸術文化の向上等を図るため、市民文化団体等が行う芸術文化活動及び合併地区における文化振興活動に対して助成を行う。

ア 対象団体等

(ア) 市内で芸術文化活動等を行っている団体

(イ) 合併地区の文化協会等

イ 助成額 対象経費から収入を減じた額の1/2（上限額30万円）

#### (3) マダム・バタフライフェスティバル

長崎が物語の舞台となっている世界的に有名なオペラ「蝶々夫人（マダム・バタフライ）」をテーマとした音楽フェスティバルとして、オペラ・クラシックコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを実施する。令和元年度は、市制施行130周年記念事業の一環として、マダム・バタフライフェスティバルを拡大し、「蝶々夫人（マダム・バタフライ）」の作曲家ジャコモ・プッチーニの生誕地イタリア・ルッカ市及びジリオ劇場の協力を得て、ゲストアーティストを迎え、質が高く長崎らしいコンサートを行うなど、市民が楽しめる音楽フェスティバルを実施する。

ア 内容：オペラ・クラシックコンサート、たのシクフェスティバル

イ 開催時期：令和2年3月21日・22日

ウ 開催場所：ブリックホール

#### (4) 市民文化団体との共催による各種文化事業

ア 第68回長崎市民美術展 令和元年11月21～29日、12月1～8日

イ 第60回市民いけばな展 令和2年3月13～15日

ウ 第68回長崎市民演劇祭 令和2年3月14～22日

エ 第59回市民三曲演奏会 令和元年10月27日

オ 第69回長崎市民音楽祭 令和元年11月3日

#### (5) 長崎県美術展覧会開催費補助

県内の美術作家から公募で選ばれた作品を展示する県美術展の開催に係る補助

ア 日時 令和元年9月15日～29日（長崎会場）

イ 主催 長崎県美術展覧会実行委員会

#### 4 文化施設の管理運営

##### (1) ブリックホール及びチトセピアホール

ア 指定管理者との連携による利用者の視点に立った柔軟な運営を行う。

イ 設備を更新することにより機能及び利用者の利便性を向上させる。

##### (2) 遠藤周作文学館

長崎市ゆかりの文学者遠藤周作氏の遺品、作品その他資料を展示するとともに、遠藤文学の文学講座等を実施する。

【参考資料】文化振興課所管施設一覧表

施設名	施設概要	座席数		稼働率 (%)		利用者数 (人)	
				H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
ブリックホール	【住所】 茂里町 2-38 【開館】 平成 10 年 10 月 1 日 【主な施設】 大ホール、 国際会議場、楽屋 9、 会議室 5、練習室 3、 リハーサル室 1、 特別室 3、和室 2、 茶室 1	大 ホ ー ル	2,002	82.9	82.4	247,477	210,299
		国 際 会 議 場	426 (最大542)	74.3	76.5	50,420	53,361
チトセピアホール	【住所】 千歳町 5-1 【開館】 平成 3 年 11 月 1 日 【主な施設】 ホール、楽屋 4		500	70.8	66.9	45,713	46,533
遠藤周作文学館	【住所】 東出津町 77 【開館】 平成 12 年 5 月 13 日 【主な施設】 展示室 3、閲覧室 1、 書庫 1、思索空間 1、 ショップ 1		—	—	—	24,335	25,323



### 1 上位計画との関係

**(1) 国の文化政策**

**文化芸術基本法**

(前文:抜粋)  
文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

**劇場、音楽堂等の活性化に関する法律**

(前文:抜粋)

- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である
- 全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。
- 現代社会においては、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。
- 国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

**(2) 長崎市の上位計画**

**長崎市第四次総合計画**

(施策の方向性)

○芸術文化に触れる機会の創出

- 市民が利用しやすい文化施設の整備・運営を行い、市民の芸術文化活動の拠点としての機能の充足に努めます。
- 市民が芸術文化を楽しみ心豊かに生活できるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出に努めます。

○自主的な芸術文化活動の活性化

- 芸術文化を支える人材が育ち、芸術文化活動を通じて、世代間の交流や地域との交流が生まれ、地域の文化や伝統文化が継承される環境づくりに努めます。
- 市民の自主的な芸術文化活動の活性化と質の向上に努めます。

**長崎市市民文化活動振興プラン**

○芸術文化に親しむ機会の創出(広げる)  
○芸術文化を担う人材育成(育む)  
○市民文化活動を支える環境の整備(支える)

- 市民ニーズに対応した文化施設の充実  
多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組みます。

### 2 長崎市の文化環境の現状分析

**(1) ホールの整備状況**

長崎市公会堂の閉館以降、長崎市のホール型施設(※)は、長崎ブリックホール(大ホール・国際会議場)、長崎市民会館文化ホール、長崎市チトセピアホール、メルカつきまち市民生活プラザホールがあります。

**(2) ホールの利用状況**

**稼働率**

ホール型施設の稼働率は、概ね60%から80%程度で推移しています。特に、長崎市公会堂の閉館に伴い、平成27年度以降は、長崎ブリックホール大ホールの稼働率が大きく上昇しています。

**利用者数**

ホール型施設の利用者の総数は、長崎市公会堂の閉館に伴い、平成27年度以降は、約7万人減少しています。

**練習室、リハーサル室の利用状況**

長崎ブリックホールの練習室、リハーサル室の稼働率は、平成29年度には、練習室が約96%、リハーサル室は約83%と非常に高くなっています。

(※)ホール型施設  
「長崎市公共施設の用途別適正化方針」の分類  
(大分類)市民利用型施設-(中分類)文化の振興を図る施設-(小分類)ホール型施設

**【稼働率】**  
長崎市公会堂の閉館以降、ホール型施設の稼働率は概ね60%から80%程度で推移しています。特に、長崎ブリックホール大ホールの稼働率が大きく上昇しています。

**【利用者数】**  
ホール型施設の利用者の総数は、長崎市公会堂の閉館に伴い、平成27年度以降は、約7万人減少しています。

**【練習室、リハーサル室の利用状況】**  
長崎ブリックホールの練習室、リハーサル室の稼働率は、平成29年度には、練習室が約96%、リハーサル室は約83%と非常に高くなっています。

**【主催者別利用状況】**

**【催事ジャンル別利用状況】**

**【催事規模(入場者数)別の入場者数】**

- <公会堂>
- <ブリックホール大ホール>
- <市民会館文化ホール>

**(3) 現状と主な課題**

長崎市内のホールの整備状況や利用状況、市民文化団体等の意見を集約すると、次のような課題が挙げられます。

**長崎市内の文化施設の現状と主な課題**

- 市民の芸術文化活動の発表の場、練習・創造の場、市民の芸術文化の鑑賞の場が不足している。
- 芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた中・小規模ホールがない。
- 市民の利用ニーズに合った、利用しやすい規模(中規模から小規模)と機能(芸術性、専門性の高い公演が可能)を備えたホールがない。
- 芸術文化活動に取り組む市民が集い、交流する場、市民が気軽に芸術文化に触れる場、芸術文化にかかわる人づくりや、芸術文化を通じたつながりを育む拠点が無い。

長崎市内のホール型施設の規模や機能等を整理すると右のように整理できます。現状では、市民文化団体が利用しやすい中規模から小規模で、かつ、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を持つ領域の施設が不足している状況にあります。

【規模】小さい  
【利用適性】小規模発表会等

【規模】大きい  
【利用適性】興行、大規模催事等

【機能：芸術性・専門性】高い  
【利用適性】芸術文化公演等

【機能：芸術性・専門性】低い  
【利用適性】講演会、会議等

【参考】  
交流拠点施設  
コンベンションホール  
イベント・展示ホール  
各3,000人程度  
(平土間、椅子席)  
※令和3年11月開業予定

長崎市文化振興審議会や平成 29 年度に実施した市民文化団体等へのヒアリングなどで多くの意見をいただきました。その中で、新たな文化施設の施設整備の考え方について出された主な意見は次のとおりです。

#### ➤ 長崎固有の歴史や芸術文化を継承する。

- 歴史をつなぐこと、歴史をつくることはとても大事なことです。
- 伝統を守るという考え方は必要。
- 国内外の人が長崎の文化を体感できる場所になるように。
- 長崎らしい文化を認識し、継承していく。
- 長崎の歴史、風土等を反映した特色ある芸術文化の発展を図る必要がある。
- 公会堂で文化団体がやってきた想いを新しいホールに活かすべき。

#### ➤ 世界の平和に貢献する。 ➤ 永遠の平和を願う長崎国際文化センター構想の精神を継承する。

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律にもあるように、文化は「世界平和」につながるものである。
- 長崎、広島は「平和」で世界に訴えかけることができるまち。
- 平和だから芸術文化が楽しめる。
- まちが元気になるホールというのも、ひとつの平和の象徴。
- 公会堂建設の礎となった長崎国際文化センター構想の精神は新たな文化施設に継承する必要がある。

#### ➤ 国内外の質の高い芸術文化に触れる。 ➤ 芸術文化で世界とつながる。

- 「新たな長崎の出島」という位置付けがいいのではないかと。
- 世界の文化が集まる「現代の出島」としてはどうか。
- 鎖国時代に世界に窓を開いていた長崎だから、世界に発信する施設に。
- 長崎がコンセプトとして提案すべきものは「世界発信」。
- 国内外の芸術家が集まる拠点に。
- 劇場や美術館は公共であれ民間であれ、オープンした段階から世界の共有財になる。

#### ➤ 「演じる」、「観る」など様々な立場で楽しみ、喜びがあふれる。 ➤ 心の豊かさを実感できる。

- くんちのように、長崎の人がいきいきとやっていることを、外から来た人が一緒に楽しんでもらえるような場になるとよい。
- 時間をかけて目の肥えた、耳の肥えた市民を増やし、市民が求める芸術のレベルを上げていくことが必要。
- いろんな人たちが行きたくなり、空気に触れたくて、留まりたくて、明日を生きる楽しさを感じることができる施設に。
- ホール利用者以外も「あってよかった」と感じてもらえるような施設に。

#### ➤ 人が集い、出会う。 ➤ つながりを生み出す。

- 芸術文化に興味のある人以外にも日常的に集い、和むことができる憩いの場になって欲しい。
- たくさんの人が同じことに共感し、楽しめる場所になって欲しい。
- 子どもが遊びに来るような場所になって欲しい。
- 市民が交流する場所になって欲しい。
- 人と人のつながりは重要。芸術文化はその懸け橋になることができる。
- 「人とつながり、人を育み、人が生み出す」、関わりを創造する施設に。
- まちの賑わいの拠点となり、他の施設などとの連携により回遊性を創出するとよい。

#### ➤ 芸術文化を通じて人を育む。 ➤ 芸術文化の力がまちへ波及する。

- 将来のために、芸術文化を通して子どもたちの想像力を育む必要がある。
- 子どもたちが「あのステージに立ちたい」と思う施設に。
- 芸術の力をうまく社会と融合させ、どうやってまちを面白く、活性化させるかを考えることが必要。
- 人が増えるようなまち、魅力あるまちにするための施設でもあって欲しい。
- これからも変わらない芸術文化の価値は、同じ時間、同じ空間で芸術文化を共有する「関わりの創造」。
- 全国の都市が同じような課題を抱えており、芸術文化はその課題をクリアしていくために大きな機能を果たすことができる。

#### ➤ 芸術文化を創造し続ける。

- ちゃんぽんのように違ったジャンルの文化が共生している芸術を長崎で創れたらよい。また、それを支える劇場をつくれるとよい。
- 育んできた文化的資源を磨き、長崎らしい芸術文化を創造・発信する。
- 芸術文化は人々の創造性を育む力を持っている。

#### ➤ 芸術性や専門性が高く、多彩なジャンルに対応できる施設

- 芸術性や専門性の高い公演に対応できる施設が必要。
- 多様なジャンルにも一定の使い勝手を有する施設にすべき。
- 世界の一流アーティストが来てみたいと思うような施設をつくってはどうか。
- 音響面でクオリティが高いホールが必要。
- クラシックは、専門性が高いホールができれば、プロだけでなく、演奏する側の市民も聴く側の市民も喜ぶ。

#### ➤ 市民が使いやすく、ニーズに応える施設

- 市民のニーズに応えつつ、多様な文化の普及啓発を行って施設にすべき。
- 市民に寄り添い、市民が利用しやすい施設にすべき。
- 使いやすさを追求すべき。
- みんなが使えるホールが必要。

#### ➤ 芸術文化の新たな拠点としての役割を果たすことができる施設

- 人材育成は非常に重要であるため、事業として育成プログラムを持つべき。
- 独自の自主事業を制作するとともに、利用する団体もその方向性を意識した企画を行うような協力体制が必要。
- 今後益々多様化する劇場の役割に対応できる「懐の深さ」を持った施設が必要。
- すべての人に芸術文化を届ける役割を果たすべき。
- 新たな文化施設に、どのような課題をクリアできるクオリティを持たせるのか、考えるべき。
- 芸術文化をリードするような施設にすべき。

#### ➤ まちの誇りとなる施設 ➤ 将来にわたり、持続可能な施設

- 長崎のブランドやステータスを高めるようなホールに。
- まちのランドマークになるような施設になるとよい。
- シビックプライドのシンボルとなる施設にするとよい。
- 今後 30 年先、50 年先を見据え、人口減少の中でも持続できる施設づくりを行う必要がある。

#### 4 施設整備の考え方

長崎市内の文化施設の現状と課題や長崎市文化振興審議会で出された意見を踏まえ、施設整備の考え方を次のとおりとします。

#### 新たな文化施設のめざす姿

「長崎らしさ」、「芸術文化の意義や役割」、「新たな文化施設がどのような場所であるべきか」、「どのようなことが行われるべきか」、「まちづくりにどのように関わることができるか」など、様々な視点からいただいた多くの意見を踏まえ、新たな文化施設がめざす姿を次のとおりとします。

#### 芸術文化と平和を世界と共有する

- 市民が芸術文化を楽しみ、芸術文化あふれる暮らしの喜びを体感するとともに、長崎で創られた芸術文化を世界へ発信し、世界の芸術文化が交わる場所をめざします。
- 「芸術文化は人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものであり、世界平和につながる」ことを、長崎で共有し、世界へ広げていくことをめざします。

#### 新たな文化施設の3つの役割

めざす姿を実現するために、新たな文化施設をどのような場所にするのか、その役割を次のとおりとします。

#### 魅せる・触れる

鑑賞の場として、人々を魅了する芸術性と専門性の高い優れた芸術文化の公演や、市民が創り上げた作品など、多様な演目の公演を楽しむことができる場所にします。

#### 創る・発信する

市民の芸術文化活動や創作活動を支え、海外とつながり、育んできた文化的資源を磨き、長崎らしい芸術文化を創造・発信できる場所にします。

#### つながる・育む

誰もがいつでも立ち寄ることができる開かれた空間とし、芸術文化を通して人が集い・つながり、世代や分野を超えた交流を育む場所にします。まちとつながり、賑わいを生み、人とまちを育む場所にします。

#### 必要な機能と諸室の構成

新たな文化施設の3つの役割に基づき、必要な機能と、機能の具体化に向けた考え方を次のとおりとします。

#### 必要な機能

#### 諸室の構成

#### 鑑賞・発表機能

芸術性と専門性の高い公演に対応でき、多彩な演目の公演が可能なメインホール

- 基本的な設備を備え、先端技術を取り込んだ柔軟な対応が可能なホールを整備します。

#### 【客席関係】

- 座席数は1,000～1,200席程度
- 小規模な公演にも対応できるよう多層構造とします。

#### 【舞台関係】

- プロセニウム形式
- 音楽や演劇・舞踊等多様なジャンルの公演に対応できる舞台規模、舞台設備、搬入口等を備えます。

#### 創造支援機能

使いやすく、市民の創造活動を支える創造支援エリア

- 市民の芸術文化活動を支援する創造支援諸室を整備します。

#### 【機能の例示】

- 小劇場機能を持ち公演会場としての利用ができるリハーサル室、日常的な練習場所として利用できる練習室等

#### 交流促進機能

芸術文化で交流と賑わいを生み出すエリア

- 芸術文化を通して、市民や観光客の多様な交流の場となり、市民の主体的な交流活動のほか、多様なイベントが開催できる諸室やスペースを整備します。

#### 【機能の例示】

- 市民ギャラリー、ミーティングスペース 等

#### 5 基本計画の策定に向けて検討が必要な課題の整理

#### 施設規模及び必要諸室数等の検討

- 施設の規模や必要な諸室の数、広さ、高さなどの整理
- 建設地の敷地面積、形状等も踏まえた建築面積、延床面積等の検討や、利用者の動線、公演関係者及び出演者等の動線、大道具等の動線など使いやすさに配慮した検討 など

#### 事業費及び財源の検討

- 施設整備費(建築・電気・空調設備・舞台機構・舞台照明・舞台音響設備工事等の建物工事及び外構工事等)、備品費、設計費等の試算
- 必要な機能等を備えた施設整備のための財源の確保や補助金等を含めた外部資金導入の可能性の検討 など

#### 整備手法の検討

- 公共が事業主となり「設計」「建設」「維持管理」「運営」の各段階において個別に発注を行う従来方式、PFI等の民間の資金やノウハウを活かした事業手法等、施設整備にあたって想定される手法の検討 など

#### 管理運営の考え方の検討

- 運営方針、運営方式(直営・指定管理)の考え方、運営組織の考え方などの検討・整理
- 芸術文化事業の展開や施設の運営・維持管理を専門的に実行できる運営体制を構築するために、必要な人材の育成及び確保に向けた検討 など

#### 施設意匠等の考え方の検討

- 建設地の歴史性や街並み・景観との調和への配慮、まちのランドマークとなる外観など、施設意匠等の考え方の検討

#### 市民参画の手法の検討

- 使い勝手がよく、多くの市民に長く愛される施設となるよう、検討段階から幅広い市民が参画できる手法の検討